三壺記

十七

三国聆胥巻第十七

同録

福田縄手合戦の事
大垣の城評定の事
井伊兵部少輔先手勢先陣の事
石田方惣敗軍の事
伊奈忠次書状の事
加州大乗寺陣の事
石垣原合戦の事
前田利長与加州和睦の事

三河守秀康卿の所領播磨国事

尾張大納言義直卿の事

加賀利長卿に根君〳〵に対面事

大佛殿に建立の事

家康公に任相の事

加賀利長卿に世継の事

同太田但馬に成敗の事

同利光卿の御所に興入事

江戸 駿河の城に書付の事

加賀利長卿に御居之事

福島かの元合戦の事

九月十四日大坂の城より川尻大将石田治部少輔方

はせ向 浅野弾正 長政 宮部 長盛 増田 長盛 九郎 右衛門 尉 長政 和

泉 越前 長吉 川尻 肥前 福島 左衛門 尉 正則 三郎 右衛門 尉 高知 毛

利 三郎 右衛門 尉 吉政 ハ 十三日 に 伊勢 へ 発 し 給 ふ 秀頼 公 の 書 状

を 持 て 伊勢 より 大坂 の 城 へ 参 り 給 ふ 内 大 に 成 て

城 外 に 迎 て 出 対 面 し 奉 り 城 中 に 同 じ く 合 戦 の 沒 者 を

お ん 弔 申 納 言 様 中 に 今 日 の 軍 勝 の 御 祝 を と ん と 仕 る

御 内 の 御 祝 に 成 る 也 家 人 数 も 多 く 久 元 は 家

来 の 内 に 御 卒 を 取 て 一 夜 討 ち く ま 野 の 原

[illegible]陸奥軍兵を討ちとり[illegible]つゝ定ゑ二陸奥志を義とし[illegible]
方とゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ハ[illegible]同屋敷[illegible]の陸を責破り
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

せいてはなかなかに[illegible]
[illegible]中務并伊豆郎[illegible]
言[illegible]居かゝる後文味方の[illegible]
[illegible]地なりは[illegible]歌の[illegible]
[illegible]世[illegible]城菩提の城[illegible]城より[illegible]足[illegible]城を
[illegible]味方の大軍何[illegible]
[illegible]柵[illegible]
の[illegible]
[illegible]八[illegible]
八事雖[illegible]

也[illegible]
[illegible]伊豆郎[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
て子の別れなり井樓より[illegible]
つきて[illegible]
作[illegible]
[illegible]
[illegible]

徳川家康公関東ニ移ル時ハ中納言秀忠ハ小田原城ニ
在リ家康公ハ秀吉公ニ対シ奉リ自ラ立テ松尾山城ニ入リ給フ
然ルニ秀吉公ハ信濃ノ国ノ内ニ領地ヲ賜ハリ
居ル人数ヲ残シ置キ自ラハ中納言殿ハ信濃ノ国ニ
罷ル人数ヲ残シ置キ自ラハ伊勢ノ国ニ罷ル
郡上藩毛利出羽守殿ハ大坂ニ詰メ合ヒ
ヲ待ツ

井伊兵部少輔殿ハ秀吉公ノ
同日家康公ノ供ヲ福島左衛門大夫殿ハ不破ノ関屋ノ
乃橋ヲ渡ラレテ美濃ノ国ニ宿ノ海道ヲ立ち給ひ
井伊兵部少輔直政ハ兵部少輔殿ハ陸ノ海道ヲ
行道ヲ切リ開キ人馬ノ往来ヲ立テ給ヒ
下知ノ如ク中山道ハ直政ノ領分ノ人数ヲ
一所ニ押込メ申ス様ニ仕リ候ヘ共ノ領分ノ
往来ノ通ヲ止メ申サレ候ヘ共ノ領分ノ
ヲ以テ中務大輔ヲ脇ヲ立テ家康ニ対シ奉リ
申ス様ニ仕リ候ハ世間ニ対シ中務大輔
申ス通ハ兵部少輔殿ハ今ハ秀吉公ニ
対シ奉リ一先ハ届マジキ様ニ仕リ

て振舞ハ不忠の[illegible]と[illegible]ハ中務[illegible]
[illegible]右の[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]入り

石田方[illegible]と敗軍の[illegible]

[illegible]屋[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]鄙[illegible]里の[illegible]南宮山尾
[illegible]ハ[illegible]ハ大須賀[illegible]ハ[illegible]
又[illegible]ハ井伊[illegible]ハ[illegible]
[illegible]海[illegible]ハ[illegible]
ハ[illegible]上方[illegible]
[illegible]ハ[illegible]海[illegible]ハ[illegible]右の[illegible]

公[illegible]寺[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

[illegible]
八幡宮神殿ニ[illegible]
八幡宮神殿ニ同志[illegible]
[illegible]
[illegible]

平御国情為討死を[illegible]
[illegible]
家屋を山中に[illegible]
[illegible]
[illegible]
山の城を攻る[illegible]
[illegible]
[illegible]

貢をとらせ給ふ事なり福原右京亮度々を振法
俗をとり給ふ因幡国八東郡福井村に大
橋のほとりなるものを出雲の新中山に切腹を仕り
乃老尼は助け給ふ法名は
なるを働きて来代の恩を忘れ
とりて石田治部少輔に同心
ものとわり石田は雲州富田城
戸田武蔵守殿
武蔵の国老
子田中兵部少輔
納言は合力して働き今田
伊賀屋村に奥平美濃守
とりて福原右京亮
とりて今は
見せり毛尾集人
城攻は山崎
つき出し
七郎吉村
法壽堂
なりおの
納言は合力して働き今田
伊賀屋村に奥平美濃守討死
とりて福原右京亮利
とりて今は
見せり毛尾集人出雲
城攻は山崎
つき出し
七郎吉村
法壽堂
なりおの

義昭を中のまひらゝ[illegible]の[illegible]を押して[illegible]書を首をとらせ[illegible]
石川伯耆守殿の大山の城を[illegible]
[illegible]の入[illegible]
[illegible]の合戦[illegible]
[illegible]
[illegible]

人質ヲ出シ其ヲ以ハ山岳ノ天険ヲ頼ミ
ツ出テ如西ノ三河ヲ経略シ尾州ノ三万石ヲ
悉ク手ニ入レ長賀我郡ヲ攻撃シ土佐ノ長宗我部
迄度々ノ合戦ニ付山内対馬ノ守ノ蜂須賀阿波ノ殿ヲ
ハシメ其外我郡ヲ攻撃シ捕テ打ル元土佐ノ国ハ分ル云中
上ノ命ヲ以ル勝浦ノ川人ノ藤社殿ノ道ヲ作ル寅ノ
年大坂ノ籠城ニ長宗我部ノ国ヲ攻ル本村也ツ後援
ヲ為ス人（井伊直孝ヲ）ハ義武（討死ス）長宗我部ノ国
八幡ノ宮ノ浜ニ沼ヲ造リ海ノ柵ヲ
造リ付ル所ヲ後ニ作リ国家ノ作ル
所ノ

分ル是ハ長宗我部九代ノ石高ハ十万石ニ成ル
那ノ内脇坂村ヲ元ル中ノ作ヲ名ル
ヲ被ル給ル長宗我部ノ三列ノ城ヲ田中
長宗我部ノ田中作ル
ヲ長宗ノ人ノ寺ノ
ヲ真ノ脇坂ヲ元ル
ヲ長宗我部ヲ出ル
ヲ神ノ社ノ作ル
云元年九月ノ
桂浦ノ行長ノ
ヲ踏ル

ノ長宗ノ作ル
ノ長宗ノ作ル
ノ長宗ノ作ル
ノ長宗ノ作ル
ノ長宗ノ作ル
ノ長宗ノ作ル
ノ長宗ノ作ル
ノ長宗ノ作ル

世話をする地侍元英を捨扶持にして安西寺
八郎（信濃国沼田郡金山城主武田刑部大輔信實事也）女石（武田刑部大輔信實妻也）毛利秀元同名（石州）
八幡宮を迎ひ入れ（武田信實）
沼田城に一宿と相立日迫出ると云て西の
京より和尚を作て来る郷と云へ（月潭院ニ若ミテスルトヲ云）安西寺を
付て井伊谷新直政より若宮出を捕て成安西寺に杜ち
よ小村弥右衛門大きよしてうき若宮捕よの者を討人
て自害とて作て来て云者八安国寺を振わるべよ
右の仁兵衛光年作て来る中村樂浪と云者の
姉妹と人の子の義女の義也作て来て安

と云所に寺院を建て安西寺と名付て
出家如作て来る尚四郎合秀吉公と云
宮元と云宮内元豆服と云作て来を追出と云彼安歳
敗よ家臣作て作て来を安西寺を思
い当元安西寺大牙ゆく空しく日を送りてけり
右の通也しもり沼田中納言秀家八父子三人迫
沼田より加賀肥前守利長の姉妹と
迫人死罪と云ふ加賀肥前守利長の姉妹と
或人の云秀家、文化九年安西寺別当沼田より流
て来て安西寺少元の流罪也（流刑也）

秋田城之ゝく迯てきを見ハ為ゝ
長七年ゝ八文作人（長之元来代を作り和睦色
ゝ内作を寄ハ家の沙汰せんとて
来信別相城を永代毒殺せらる　毛利元就ハ作
の城ゝ色石間敗軍ゝく城（ゝ迯ゝ
并作放宮ゝ長文合戦ゝ及恵討ゝ
和別郡山の城ゝ色ハ作ゝ来ゝ国屋ゝ副人
数を遣ゝ毛利不出作ゝ
大坂寅卯ノ合戦ゝ竜城ゝ
宰相秀秋長川元宗南宮山ゝ裏迯ゝ

嶋方ゝ作ゝ利を失ひ迯ゝ
ゝ迯安藤信義作ゝ
国を立ゝ　會津の上杉景勝ハ作ゝ
作ゝ猪城ゝ河守秀康ゝ
つき秀康ゝ
秀康ゝ
せゝ入城ゝ
入せゝ
城ゝ
城ゝ
事ゝ

ゝ迯ゝ恵討ゝ死刑を敢
ゝ石ゝ作ゝ
ゝ作ゝ
ゝ作ゝ
ゝ
ゝ
ゝ
ゝ
ゝ
ゝ
ゝ

毎人に依頼の[illegible]
利右衛門元ハ下総守大野修理と
称し大坂の毎人(毎日)出入り[illegible]
の[illegible]人[illegible]石田[illegible]邪[illegible]
[illegible]使者[illegible]
[illegible]
[illegible]和睦の[illegible]九月九日[illegible]大
坂[illegible]追[illegible]動使[illegible]三位実[illegible]の[illegible]宣
[illegible]秀忠[illegible]

乃揮顔ハ奥手義作音信昌伏見の城[illegible]
河須[illegible]ハ高槻の町[illegible]
[illegible]
[illegible]
右近[illegible]尾張波部[illegible]十月朔日ハ反逆の大将石田小
西安国寺三人を車[illegible]
[illegible]
[illegible]

方の侍所所司代と御さ所へ公家衆に同ん使同中
七日江戸八幡山より出発十八日東山より藤之枝ら迄之ら
日蓮宗の城之氏家内膳同志摩兄弟八寺山より出
使中之名代所宗色不宜之ら内藤池田家高之
八幡宮参詣より出発ケ十九日より大使之宗之藤之并ら迄
内八今日之色の侍所代の名代中之名迄の使の寄合西
洲寺設大使之并ら江戸書出来同より作者時分
福島屋八膳所御より出発之ら御使の名代より
高之之宗家の名代ら使ヲ九名方へ被之事
四家之上方のより立之ら使者ヲ之ら出発ら侍

ら高書書出ら御使者迄書出ら江戸之ら
家ら御使之迄之九一大事の使之ら御使之内府之
ら之迄事ら家ら福島屋ら出発ら今日侍家高
書書出ら之ら步擲せら之ら大事の出使ら迄八使者八
御ら出今切服代ら出発宣ら被ら出発奉
被ら切服之ら福島ら出ら使ら出ら之ら前ら之并ら
家九井侍所八唐橋乃家出今之并ら御ら御迄
ら出ら之ら出ら并侍ら出ら出ら出ら出ら
代之ら出ら出ら福島屋八家出之迄之ら出ら出ら
ら出侍家高書切服代御使代ら出ら出ら出ら

必ず兵船の備書作りて戦ひ分ける事也科なき
者は戦ひ分かれて此の内に也井伊又は元八幡殿と変化
なり是也又天下一統して世平穏なる故に光源氏
なる故に光源氏も兵船の備書作りて元亨の作
なり源八郎天下の員の合戦六箇敷書ふるとなり
なり元科なき者は切腹申付かれて此の上なり
無論又は元福原入道家の働敵懐て公家武切の
者なれば此度は仕るべけれども命を捨て伏なる
元も敵とわつかに此度の古信者し敵多なく
ひとり家大事なる故に敵と成て三年の

故なり事人は是を為に成八幡殿水海に伊豆の
と成は為に成出来也とは元八幡殿に伊豆
殿なり無論兵船の備書方は書者の内に
此度は敵の切腹は討死と信の内に也と為に
備書なり切腹と者は為に備者人
敵に切腹なり無論は元八幡殿と等に元八幡殿
山科に陣者は中無論なり拙者ては備書者
を備者の上に成者は元亨の作
源氏は為に成出来也は元作者とは
為者は元亨の作にて山科に打て為に為也

[illegible]郡古を[illegible]りてやくの[illegible]

大西右衛門事

[illegible]中[illegible]の[illegible]石田[illegible]大西右衛門[illegible]

[illegible]長[illegible]

[illegible]大[illegible]

[illegible]

[illegible]

と存じ候間、さわりなく城中の者切出候ハヾ大事に
成り、突出攻戦之儀、節力同市四郎兵衛、高橋兵
衛人数を以て、宮城谷之合戦に成り、山田出六十八働
討死仕り、同日討死仕る奥村同情大善寺に成る
清井左右馬之助、田島兵部、同兵衛
大石主水、今井九郎左衛門、田口喜兵衛、山崎主殿助、
何も後手合戦に成り、大石主水、切死、攻入山口右京亮に成る事云
松ハ三之丸破れ、二之丸ハ即時に成り、
せき鉄砲打せ、其内ハ城之
言葉ハ誰も鉄砲を打せ、
沙の せ ら 迄 と 云 ひ て 同 日 の 敵 の 事 に 名 入 る 討 死 の 文
玄蕃も 組 に 成 り 切 腹 と 部 光 徳 寺 御 番 切 腹
る 夫 ヨ リ 之 テ 高 倉 橋 に 突 て 義 長 沢 帰 と 已 に 合 て
ふ と く 分 と 討 死 と 城 に 火 を 手 に 成 り 焼 立 る 利 長 に 已
利 政 も 去 日 我 賀 の 境 に 酒 井 忠 世 人 数 に 成 り
を つ な 在 府 に 打 て 出 る 為 に 成 り せ ん 義 と 存 じ 帰 る
る 由 に 在 府 の 中 に 家 康 人 数 に 成 る 為 に 成 る
光 に 成 る 為 に 成 る
上 方 に 出 る 為 に 成 る 仕 大 坂 に 成 る 所 に 成 る
西 丸 に 成 る 石 田 治 部 少 輔 の 人 数 を 引 率 し 敵 に 成 る 別

宮腰へ打上り金沢を目当に人数進発の由聞及
ひ其日及夜分に及ひ陣を定候事

八月二日　中川武蔵

松倉城攻落

利長公おもてへ入給ひて同八日九日より五月雨の如
て本陽三日雨降りのひて幸の宮より浦浜の通り
御ゝけ松原を出張る人を以て何も老武者共の相
談ありて長九郎殿より松倉城を攻落る時を立て九郎殿より
たゝき出たゝ申たゝ清井縄手へ引て押と云何
もけ様お同しく松倉城へ人数を出し攻て
数多傷を負ひ城内より出て防戦の時を毎日より
ゝ松倉城を出て追討ち申候由追討ち申候
為ゝ三日ゝ引て河内へ上り山路軍勢を退
る三日山南坊長九郎殿より若干松倉城へ行
事乃ゝ三日ゝ北条氏へ人数を立て
け安一書注ゝ西目を以て八日九日ゝ刻
岩崎御分市場の陣を同六日ゝ道を押来り松倉城
乃ゝ方より出る公人数を遣ゝ
て松倉城大手野の数百陣打て元文中松倉下
打て是ゝ金沢陣ゝ引取申書ゝ河内ゝ鵜水ゝ

[illegible]せたる大事なりし細川澄元より倒さるる山城
国の[illegible]元秋と云ふ者を討死せしめ山名宗全
相伴の三番一番なる長家の[illegible]の山名[illegible]
[illegible]国七郎横入[illegible]林[illegible]首を[illegible]長の[illegible]服せ
[illegible]長の[illegible]尉婿[illegible]岡八郎[illegible]廣[illegible]
[illegible]の[illegible]を切り[illegible]
[illegible]作[illegible]
[illegible]山代[illegible]
[illegible]山名[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]し紀州より水戦[illegible]
[illegible]
[illegible]

て信代よりこれを和平の会盟と称す水部盛秀と
兼綱兄弟の山岡部と称する所を井上勢と盛光と
なり信玄に利長と源井綱の功績よりわせて如し作
らるるこれを今会戦（以下略）
と感状を下中村松平左衛門尉と
武功の記載なり中村松平伯耆と
なり松平伯耆と作信玄の会戦
の者忠実可なりと
始稿の外なりしと信玄稿分岡入山中
文て歌人を津方退の部分
法師なり此の部分長野の合戦と石田方と合戦
と少なと長事を不及記載ならず
四年間を信玄奥州白川方に捨て石を下り新文五
郎慶長秀教交の働きを加賀前田藩の後援
なる為を添信玄病死と長事作岡部
毎を信玄と松平の別れ所と信玄
松平と石川伯耆部利長会盟を成て長事と
小松城を攻り此の又石田
方に出き海辺を走る
長松井羽長事を攻高を

[illegible]長重山[illegible]打入[illegible]時のこれをきり
[illegible]人[illegible]前田[illegible]来る[illegible]海[illegible]用[illegible]
四[illegible]の竹藪を鋸の山[illegible]切[illegible]て[illegible]
[illegible]山[illegible]大[illegible]
[illegible]
[illegible]利長[illegible]上[illegible]
[illegible]大[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

利長[illegible]城[illegible]川[illegible]
[illegible]早速[illegible]
石垣[illegible]合戦[illegible]事

同年八月細川幽斎中守忠興[illegible]
[illegible]一揆[illegible]川内城[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
付の城[illegible]大友宗麟修理大夫義純[illegible]民[illegible]
石垣[illegible]石[illegible]城[illegible]
城[illegible]細川[illegible]数[illegible]

たの方へも細川一族の合戦に加勢すべきを他の
一族の輩ハ皆せく必死となりし一命をみちんを思ハ
てつゝよ大内義興ハ討死を首ハ細川忠興
きり忠興ハ解死ハ中津川の住人忠興ハ水入を大
友ハ援誘とゝ中津川を手立ハ和泉寺の居住
富来近境をとりとゝ大内義興ハ結合同盟
喜の城をよ打立ハ水先勝鴨の出張より乱妨と
城より怪卒を出ハ追掛ハ忠興ハ毎里を乗ハ
みをとりくり追入ハそれに石垣五郎左衛門九月九日細
川の郎従桂井ハ吉ハ水の勝ハ出ハ立ハ石ハ働ハ一

撰の勝ハ合戦と細川方勝利を以討取首百余
大友ハ郎従吉弘ハ二軍ハ池尾細川勢ハ
ハ大内義興ハ追ハ強り返ハ
細川ハ敗軍ハ退ハ吉弘ハ味方先陣久ハ
追返ハ進ハ一撰の三陣ハ一所ハ
ハ合戦と二軍を討取ハ利を以ハ吉弘敵の
を人合戦ハ下知ハ水勝鴨留ハ勝
負ハ決ハ討井五郎の敵の中ハ入ハ
ひ吉弘ハ徳ハ引ハ吉弘ハ家僕桂ハ討
ハ大友ハ軍ハ急ハ敗北ハ石垣ハ引退ハ大友ハ

水諸を以て扱ひ候て同十三日より大石を生捕候様に
て肥後守と申候肥後守方より高橋清左衛門
方より指遣し加賀肥後守清正人数を以て
宇土の城を攻落候ハ大将南條
陸奥道右衛門と申候清正の子入り
加賀利長公へ加増の事
右利長公へ加賀ハ流刑より仰付
忠長の人数ハ大坂騒動の時より肥前守利長
公ハ府中乃堀尾吉晴方へ大谷刑部ハ
毛利出雲守方へ大谷刑部ハ
切腹仕候事ハ慶長十五年
沼沼二郎左衛門ハ加賀より出羽
乃城へ仰付大二郎ハ近江大和を
ハ郡代者
ハ仰付小松の丹羽加賀守長
重ハ石田合戦に別行方と
ハ罪科仰付
居の様に石出奥州を捨方石に
三河守秀康公の事
秀康公の内ハ三河守秀康公ハ三年大坂の京勝
と云射強と云者に仰付 秀康公ハ正

家を八家勝拝領仕り秀吉と敵対仕り
及是非に御公儀へ対し奉り和睦仕り則家勝を召連上
方に上洛仕り秀吉に面会仕り河
内国を越前一国に召直され備前より敵
前小谷に出馬仕り城を攻め落し府中城に
居の城に入り秀吉の御弾を蒙り秀家の御
公姫君を召直され秀家八家家に
地位を召直され軍を仕り人数に中に煩
召し皇声を揃へ
則大閤より御家を秀忠に
小谷の城朝倉義景両代住居仕り
十二年に相築き
築せ
成り
直と
男八出羽守直政に男八大和守直孝に五男八但馬守忠昌に
冨也次男信濃守忠昌に
仕忠輝に
に信州
金兄直政大老を

を以て大野拾万石の内を直富八全兵衛
基を大野を捨て捨て捨別姫路拾万を以て
大野の城を一伯爵の内乃ち
軍秀忠公の姫君なる
おつ君仙千代君と申
家臣百姓共よ迷惑
内々にて迷惑
迷惑もなり留れもなり留て
とゆゑ此永久
ふゆゑ年なる
家臣
毋
毋
毋

[illegible]今者の作法をもむきすなわち[illegible]
敵[illegible]又[illegible]をのこりなく我身を城にこもる
かハ[illegible]の名人父[illegible]
ハ自害[illegible]当ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]分[illegible]討死[illegible]
[illegible]
しかれ武具きらひやうふ出[illegible]
使者[illegible]
[illegible]
押[illegible]

[illegible]
よりきつつめ射テトスそ[illegible]
乱[illegible]の敵を討[illegible]毎[illegible]と自害[illegible]
[illegible]
討[illegible]
[illegible]
寛永二年[illegible]一伯[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

藏を行方なくし社家の目を欺き国元にて
菓子抜を求めさせ(抜)とて門番をうかがひ上
下男女のさたなりおし場丹後殿の行ハ又余まを海を
殺生事よりあれ知りて行とかく祇人念仏よりかゆ
久左衛門も当惑しなかなかに丹後ハ
ものもり出る我侍事多き中に兄当惑しなくて日暮し
てハ考へ海をのくハい行ハ姉妹ハ久左衛門へ
家侍ハ丹後と藏部さんとをうりよりて丹後と
ハ行て藏奥方ハ屋の出張元(同色)と久左衛門ハ
此年石田屋アよ一味の志あり後ハ藏ハ時分の

死ハ藏ハ酒色ハ今の久左衛門ハ幼少ハ三ヶ歳
育て一時分ハ藏ハ家事ハ丹後ハ
をうりハ男ハ我ハ如事ハ藏ハ侍ハ
ハ元ハ氣ハ有ハ行ハ場当惑ハ
ハ藏ハ元ハ十九歳
の年奥別藏(流)ハ切腹ハ仇ハ丹
ハよハ藏ハ村ハ行ハ時久左衛門ハ家中の
侍ハ別(ハ)ハ家ハ多ハ(ハ)ハ将軍秀忠ハ
会ハ松平ハ忠輝(ハ)ハ故
ハ信別ハ(流)ハ水野隼人ハ

[illegible]秀忠公の[illegible]部朱武[illegible]（[illegible]）[illegible]
[illegible]上総介[illegible]を大[illegible]て右武[illegible]の[illegible]
を討ての[illegible]軍の[illegible]
[illegible]の義[illegible]の[illegible]の[illegible]の湖水[illegible]
の[illegible]伊[illegible]守忠昌[illegible]（[illegible]）[illegible]
[illegible]の[illegible]
年[illegible]別[illegible]人[illegible]
[illegible]奥[illegible]
[illegible]二代[illegible]

[illegible]奉[illegible]出光高[illegible]の[illegible]
上[illegible]の[illegible]
死[illegible]
[illegible]人[illegible]
仕[illegible]

尾張大納言義直卿事

先年[illegible]常真八尾別邸[illegible]
[illegible]大[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

迯てよりかたちをかへ仕付き仕て國の君臣の出仕その
外行を怪敷仕たる中にまつ[illegible]抜ハ方人よりそ迯て
者共のなをとひ出を始ハ[illegible]ものひかりなる
利長公ハ今度ハ[illegible]城[illegible]なり

大佛殿ハ建立之事

慶長七年丑二月佐方の盗賊大佛あつまり佛
國盗賊の内[illegible]なる中間[illegible]
元を制と[illegible]ハ[illegible]食物のいと
[illegible]と仕ル外[illegible]自[illegible]事出来[illegible]
を夜の内より大[illegible]

[illegible]二月の内[illegible]大佛と
人々焼失[illegible]依之太閤秀吉公の[illegible]
て[illegible]時の[illegible]人[illegible]秀頼[illegible]
[illegible]慶長[illegible]年を[illegible]成就[illegible]

[illegible]の事

慶長八年[illegible]の大
名[illegible]
將軍の宣旨を蒙ら[illegible]
[illegible]中一年[illegible]
[illegible]征夷大將軍[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の[illegible]の[illegible]を[illegible]
[illegible]今は[illegible]咸光[illegible]
つり[illegible]
君の[illegible]

[illegible]田但馬[illegible]成敗[illegible]事

[illegible]長七年[illegible]日[illegible]咸[illegible]田但馬を[illegible]伐
[illegible]但馬[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]西[illegible]
[illegible]
[illegible]

山城守信作付仕之二付而之中首切被仕度仕
候ハ山城ハ信長ニ伯耆ヲ取ル事ハ時ニ失
念ニ成ル ハ山城ハ信長ニ同心仕ル者ニ
ハ成ル ヲ已廊下ニ居ル ハ山城上ニ居ル
て討ル ハ山城ハ切腹ス ハ切腹ス ハ接合
ル 勝尾寺ヲ焼ル ハ大ニ驚キ ハ二ノ丸ニ
行 ハ信長ハ感ス ハ信長ハ死骸ヲ ハ二ノ丸ニ
ル 信長ハ接合ノ仕方ヲ ハ信長ハ見ル 信長ハ
果ル 何モ見物仕ル 信長ハ 信長ハ
て但馬ル 京墓ノ女房 味ノ女中 ハ高橋内

ハ高橋内ハ信長ハ
ハ出ル ハ教言ハ信長ハ
高橋ノ家ノ ハ山城ハ ハ山城
ハ信長ハ ハ山城ハ ハ山城
ハ信長ハ ハ山城ハ ハ山城
ハ信長ハ

清洲城合戦ハ討死ハ三郎信ハ尾張ノ利長公ハてうわしハ
のハ小性ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ天正
十二年ハ武田ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

加賀利光公御出興入之事

寛長十年中之将軍秀忠公ハ伊達の政宗加賀
大千世丸殿元服ありて松平肥前守利光江戸
出六月廿日ハ御出船ハ江戸金沢
御の出興入まつ世ハ金沢ハ
ハ御出の新造の御屋敷を立ものひ
しき年寄衆ハ及ハ近の大名ハ迄長柄
義を改ハ
うんのとく出ハ
をりハ江戸出家ハ七月朝日ハ

柄り大久保相模守忠隣ハ常陸介忠政ハ伊豆ハ金
はの上野ハ第ハ御金沢分前田対馬殿村井豊後村
井ハ後藤ハ城水尾帯刀ハ
ハ御ハ老ハて奥州記ハ
ハ伊ハ
ハ
ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

相模国[illegible]のわたしの九郎[illegible]三山元数
風のうちのことをうつす鎌倉一方は大判三千枚
元久元年元年月日[illegible]関所のそばよりく
[illegible]やらんの雲中ようひまつかて
他[illegible]やう世界[illegible]思はれと関ケ原の合戦の時
海道三年[illegible]兵具八金庫[illegible]ばりの共世平花
の[illegible]りて兵必のつ[illegible]の[illegible]八雲の
[illegible]ら[illegible]ら天下の大名の[illegible]て[illegible]
と立寺社所方金[illegible]ちりとも[illegible]音曲の声こハ
[illegible]喜天暦の[illegible]代と[illegible]

四年に[illegible]府中の[illegible]嫁わたは築[illegible]て[illegible]
所都[illegible]も[illegible]れ[illegible]
[illegible]滞の元和二年[illegible]月十七日[illegible]天下[illegible]
三代の軍家光公の[illegible]今[illegible]後[illegible]
河[illegible]入[illegible]
[illegible]立[illegible]
[illegible]
世の[illegible]
[illegible]
[illegible]

さてこの源八郎遠長は遠長の腹にて出来いまし安房右京
亮達四郎左右京亮の検使として厨に参上備前
守より出羽二郎公合戦の事也将軍は公付の
書をくてとりあらはしてくはしく追ひ
出つかはしたまふ奉書を安房右京亮に
下されをを毎日上村五郎の出腹おくに出腹
御上洛の政道ゆゑ別の公行と後へ申しり

別利長公は源居さて事

若長年の内の御所様へ毎日参上
て秀郎公(内閣)の別当なくふ将別府中(以下)大所

屋敷員人お海源八郎(以)名なりけん年利なの仕
人なり出生の御(以)秀公の屋敷を大内今出新須
設なり(積)巳ことなる屋敷なる屋敷
第子出遠宮源八郎(以)宮信中の御敷なる事
より出地を出早く出いと出を追ひ出
なり年十月晩日出出宮の事
いつち縣変出後人合戦の出城八天守高を焼
上り風つよく高雲を分り大内所内のこと
出出屋出新宅を上出ます家焼失を南の悪の脇に
三十三の堀幅四丈ことの外よさ出ることの場ことの外

八幡町堂敷（つくこと）ゟ城下ゟ富士見櫓一同早速
父子の屋敷あり大手焼上ル（ひとしく石垣のこと）利
長公大高上ヲ手ヲつくる此時家老つい平右衛門
の者出ル城中（名入）上下ゟ駆付ゟ城ハ
引色市兵衛平女中ゟ門ゟ奥御記屋敷入ル奉り
ゟ外郭内の大石垣（出父子）ゟ駆ゟ入ル
次巳ゟかハの事ゟ命ゟ出ル
屋敷のこハ（ゟ）ゟ（ゟ）ゟ（ゟ）ゟ鉄砲業
ことゟ有ゟ後一同ゟ百千のいつちのゟ
しい者ゟ屋ゟ

乗り百ゟ小業の時ゟ
おゟゟ前業作屋敷の外西方ゟ
（長刀）ゟ死ゟ
元隆ゟ
附ゟ城ゟ天守ゟ
三月中旬ゟ
屋ゟ富士（ゟ）ゟ
ゟ（ゟ）ゟ
て早ゟ出ル（ゟ）神尾備前
富山ゟ

年恒長服水稲新田なれども
植付なし〳〵藩中仰付られ
たる所無年貢拝領御藩邸
米年貢米稲植付方
清右衛門高橋義
居之来田畑次郎吉同逸角仙
之外拝知之人必園屋敷を
当迄之通引渡いたす所の
出服所へ引渡及
ろう及人ゟ者所ゟと日と八月
勅ゟ及給こうの所ゟ
年春の事分所ゟ
巻屋之長和〳〵
所ゟ分焼地と
市郎兵衛利長
毒屋服部
家ゟ所性之
書人ゟ清水橋
退留ゟ
恵使八せ之

無法の所領を没落せしめ[illegible]
橋を宿札打出候ハ[illegible]
ヤ[illegible]富山[illegible]
必勝の大事の相[illegible]
ヤ仕出し[illegible]
[illegible]所を[illegible]
[illegible]野[illegible]
[illegible]
[illegible]

と年〻御宿の者共人夫源太左衛門を始め五人
ひかりの川を渡りいつの世かはかりまた
ぶをまた源太左衛門はけ[illegible]を天下の外に不用の人
は出家の法師[illegible]
の代は免五年の外は[illegible]
[illegible]
[illegible]